

## 卜辭の法表現

森 賀 一 恵

### はじめに

卜辭で常用される否定詞のうち、「不」「弗」と「勿」「弼」の用法に明らかな違いが認められることはよく知られている。命辭において、「不」「弗」は、「受年」「疾」「死」「雨」のように人の意志では制御できない事柄の否定に用いられる<sup>(1)</sup>のに對し、「勿」「弼」は「往」「征」「狩」「酒」など人の意志で行うか否かを決定することができる行爲の否定に用いられる<sup>(2)</sup>のである。しかし、占辭では「疾」<sup>(3)</sup>「死」<sup>(4)</sup>「禍」<sup>(5)</sup>「害」<sup>(6)</sup>「(有)左」<sup>(7)</sup>「雨」<sup>(8)</sup>「若」<sup>(9)</sup>などの人の意思で制御できない事柄も「勿」で否定されることがあり<sup>(10)</sup>、用辭や驗辭では、「歩」「行」「酒」など人の意志で行うことのできる行爲が「不」「弗」で否定される<sup>(11)</sup>。二類の否定詞の現われ方の違いは、modal (法的) か否かという性質の違いによるものと考えられているが、modality (法性) という文法範疇は、tense や aspect に比べ、とらえがたく、多様な意味を表しうるため、単に「勿」「弼」を modal negative と規定するだけでは、命辭と占辭における「勿」の意味の違いは説明できない。卜辭の否定詞の法的意味や、その命辭と占辭における使い分けのしくみを明らかにするためには、先ず、modality という文法範疇がどのようなものであるのかを知る必要があると思われる。以下、類型論的な modality 研究の成果から知られる modality の普遍的特徴を踏まえた上で、漢語の法表現や古代漢語の「勿」の用法を手がかりにして、卜辭の法表現の性質を考えてみたいと思う。

### 一 卜辭の否定詞

先ず、二類の否定詞について既に指摘されている用法の違いに對する代表的な解釋を、見ておくことにする。

「弼」を「勿」類の否定詞と認め<sup>(12)</sup>、二類の否定詞の相違を明らかにしたのは、Serruys と裘錫圭である。

Serruys 1974 は、「勿」を、「勿」との相補的分布<sup>63</sup>を根據に「勿」の交替形と考え、「勿」「毋」を「毋」とともに prohibitive、つまり禁止の意味を表す否定詞とした。それぞれの例文につけられた英譯では、「不」「弗」が“is not”“will not”“does not”などと譯されるのに對して、「勿」「毋」は“ought not”“Do not”などと譯されている。

裘錫圭1979は、「毋」が用法から見て、「不」「弗」ではなく、「勿」類に屬する否定詞であるとする。「不」「弗」は「可能性」と「事實」を、「勿」「毋」は「意願」を表し、現代中國語に譯すとすれば「不」「弗」は「不會……」，「勿」「毋」は「不要……」<sup>64</sup>になるといい、「毋」と「勿」の相補的分布<sup>65</sup>についても指摘している。占辭において、「降福」や「疾」など殷人の意思では制御できない事柄の否定に用いられる「勿」については、「不要」と譯すことはできないと考え、「勿」の古代漢語における用法<sup>66</sup>から推して、「おそらく、話し手の主觀的な願望のニュアンスを表しているのだろう」と注している。

高嶋1988、1996は、Serruys 説を承けて、「不」「弗」「毋」「勿(毋を含む)」という四つの否定詞の違いを、modal、stative という二つの文法的特性の組み合わせによって説明する。「毋」「勿」と「不」「弗」の違いは modal か否か、「不」「毋」と「弗」「勿」の違いは stative か否かだとし、さらに、不\**pjæg*、弗\**pjət*、毋\**mjæg*、勿\**mjət* という李方桂の再構音に基づいて、\*-*æg* 型と\*-*ət* 型は stative/eventive と non-stative/non-eventive、\**p*-型と\**m*-型<sup>67</sup>は non-modal/-will と modal/+will の違いに對應するというのだが、ここでは、「不」「弗」と「勿」の違いについてのみ、詳しく見ておきたい。

高嶋1988は、既に Serruys らが指摘するこの二類の否定詞の用法の違いを表現するために、先ず、controllability (制御可能性) という概念を用い、「不」「弗」は uncontrollability という特徴を持つ(すなわち、殷人の意志で制御することのできない) 動詞を否定し、「勿」「毋」は controllability という特徴を持つ(すなわち、殷人の意志で制御できる、またはそう考えられている) 動詞を否定するという。また、卜辭における「勿」は、古代漢語の場合と同様に禁止を表すものの、専ら「なかれ」と訓讀すべき意味で用いられ、普通は二人稱の主語をとるが、しばしば主語は省かれるという古代漢語における用法<sup>68</sup>と異なり、二人稱以外の主語を取ることもあるが<sup>69</sup>、その主語の範圍は王とその占人の直接の制御下にあるものだとし、動詞の controllability が主語の条件をも規定することを述べる。次に、動詞の controllable な特徴に付隨するものとして、話し手における will (意志) の存在を指摘し、+will (意志の存在) と -will (意志の不在) が mood や modality と密接な関係があることから、modality という文法範疇を導入して、「不」類と「勿」類

の違いを述べる。必要を表す（「～しなければならない」という意味の）must は +will, 確実性を表す（「～にちがいない」という意味の）must は -will, 許可を表す（「～してもよい」という意味）の may は +will, 可能性を表す（「～かもしれない」という意味の）may は -will, 意思を表す（「～するつもりだ」という意味の）will は +will, 予測を表す（「～だろう」という意味の）will は -will と、英語の法助動詞を用いて modality の +will/-will の区別を説明した上で、その法性の区別を動詞の種類と関連付け、+will という特徴は controllable な動詞に、-will という特徴は uncontrollable な動詞に割り当てることができるとしたのである。そして、命辭において動詞が controllable であることが「勿」類の否定詞が用いられるための条件であることから、「勿」は “should not” “ought not” といったかなり強い必要を表す, modal, +will, negative (意志に関わる法的な否定詞) だという結論を導き出す。高嶋1988の結論から「不」類と「勿」類の違いに関わる部分だけを取り出して記しておく。

「不」 「弗」 non-modal, -will, negative “is not V+ing” (不), “does not”, “did not”, “will not (prediction)” (弗)

「勿」 modal, +will, negative “should not”, “ought not”, “Don’t”

modality の種類を示す概念であった -will がいつの間にか non-modal な否定詞の性質に歸せられていること、non-modal な否定詞「弗」の譯として與えられた will not が表す prediction という意味が、modal であることなどが氣になるが、高嶋は、この命辭における用法から割り出された「不」「勿」の性質の違いに基づいて、驗辭・用辭・占辭における「不」類と「勿」類の用法を説明している。

驗辭・用辭において「往」など controllable な動詞が「不」で否定されることについては、「過去という時制において<sup>8)</sup>、controllable な動詞に neutralization of the modal negative (法的な否定詞の中性化) がおこる」と述べる。過去時制で用いられる動詞は、controllable であろうとなかろうと、-will である (意志に関わらない) から、non-modal となり、「不」類で否定するというのである。平たく言えば、驗辭・用辭は「～した」「～であった」と過去の出来事を話し手の意見や推測を交えず語るものであり、「～するな」「～すべきでない」または「～すべきでなかった」という法的な意味はないから、動詞を否定するには「勿」でなく「不」が用いられるということだろう。中性化という用語法には検討の餘地がないわけではないかもしれないが、驗辭・用辭において動詞の種類に関らず、否定詞として「不」が用いられる理由は、理解しやすい。問題は、占辭で、「疾」「死」「雨」など、uncontrollable な動詞が「勿」で否定されることに関する解釋である。高嶋は、占辭が「占いの結果に影響を與えることのできる力を持つと信じられている

點において、命辭・驗辭などとは異なるため、占辭では、本來、uncontrollable な -will の動詞が王によって +will の制御可能なものとして提示されるという。そして、動詞が -will から +will という性質にかわる、驗辭での “neutralization of the modal negative” と逆のプロセスを “controllable transformation” (制御可能變形) と名づけている。高嶋 1996 では、占辭において uncontrollable な動詞が「勿」で否定されるという事実は、甲骨占いの性格が「普通の未來の出來事を豫言する占い」というより「まじない (incantation)」のようなものであることを意味し、「王は、豫言者の立場で、災いを避けるための魔法の呪文の一部として否定詞『勿』を使ったようにみえる」としている。命辭における用法のみから導き出された「勿」の性格を下敷きに論を立てることの正當性についての議論はひとまず置くとしても、甲骨占いが加持祈禱のようなもので、占辭が呪文だとすれば、災いが起こることを豫言する占辭が多数存在する事實<sup>64</sup>を説明することは難しいだろう。

張玉金 1994 は、裘説と高嶋説を折衷したもので、「勿」類については「一般に述語動詞が占卜主體の制御できる動作行爲を表す否定文の中に用いられて、必要に對する否定を表し、“不應該”、“不宜”と譯することができる」とし、「不」類については「一般に述語動詞が客體の行爲や變化を表す否定文の中に用いられて、可能性に對する否定を表し、“不會”、“不能”と譯することができる。あるいは驗辭や用辭で用いられ、過ぎたことに對する否定を表し、“沒”、“沒有”と譯せる」とする。また、占辭における「勿」の用法については「時に述語動詞が客體の行爲や變化を表す文の中に用いられるが、この時は、否定の意味を表すだけでなく、占者の願望をも傳達する、つまり、“勿”を用いることを通じて、言語の神秘的な力を通して、客體の行爲や變化に對する制御を達成し、それを占者の望むように發展させようとするのである」という<sup>65</sup>。

Djamouri 1991 は、金文に見える七種の否定詞の性質について論じたものだが、金文での用法に關連して、甲骨の「勿」「毋」についても觸れる。Djamouri は、甲骨・金文の「勿」「毋」が法的な否定詞であることについては認めるが、「勿」と「毋」の法性が同じ種類だとは考えず、法について、高嶋のいう +will/-will の區別にほぼ相當する déontique/épistémique (義務的/認識的) を用いて、その違いを述べる。甲骨・金文および周初期の文獻において、「勿」は déontique で、行爲の禁止 (interdiction) を表し、「毋」は épistémique で、事柄の非蓋然性 (improbabilité)・不可能 (impossibilité) を表すとするのである。

以上、卜辭の否定詞「不」類と「勿」類の性質の違いに關する代表的な説を擧げた。「勿」類が deontic necessity を表す否定詞であるとする説が有力で、占辭の「勿」が人の制御できない事柄の否定に用いられることに對しても、「勿」を deontic necessity の標識

であることを前提とした解釋が主流のようである。

## 二 Modality

「勿」類は modal な否定詞であるという。それでは modal、modality とは一體何なのだろうか<sup>63</sup>。Jespersen が、mood<sup>64</sup>を「話者の文の内容に対する心的態度」<sup>65</sup>を表すものとして以来、「話者が、文が表す命題 (proposition) や命題が描寫する状況に対する自分の意見や態度を表すために用いる」<sup>66</sup>もの、「敘述内容に関する話者の心的態度を文法的手段によって表したもの」<sup>67</sup>など、この線に沿った定義が最も一般的である。この種の定義は、文が「文の内容」「敘述内容」すなわち命題という要素と話者<sup>68</sup>の「心的態度」「意見や態度」すなわち modality という要素からなることを前提としているが、時制・相や否定・疑問をどちらに含めるかなどは人により考え方が異なり、この proposition/modality の二分法の境界は、しばしば劃定しがたい<sup>69</sup>。この境界を明確にするための判斷基準として、modality を主観性 (subjectivity) や虚 (non-factuality) を用いて定義することもある<sup>70</sup>が、いずれも modality に関わる特徴ではあっても、modal であるための必須の条件ではない<sup>71</sup>。どうやら、あらゆる言語に通用するような modality の過不足ない定義は不可能に近いようである。

しかし、その概念領域を明確に劃定することが困難だとしても、modality と認められるようなしくみが多くの言語に存在する以上、普遍的な modality の型のようなものを設定することは不可能ではないだろう。高嶋の will の有無による二分法はその一例で、もとは Jespersen 1924 で提示された mood の下位分類である。Lyons 1977 も、Jespersen の will の有無に平行する二種の modality の違いを認め、von Wright の用語を用いて、「知識や確信の問題に関する epistemic (認識的) modality」<sup>72</sup>と「道義的責任のある動作主による行為の必要性や可能性に関する deontic (義務的) modality」<sup>73</sup>を區別しており、この二分法を採用する學者は多いようだが、能力・意圖など<sup>74</sup>を表すものを dynamic<sup>75</sup> (動的) modality として modality を三分する考え方もある。Lyons 1968 が modality の尺度として挙げる wish と intention, necessity と obligation, certainty と possibility の三つは、それぞれ dynamic, deontic, epistemic な modality の意味に相當するし、Palmer 1990 によれば、Palmer “*The English Verb*” の epistemic, discourse-oriented, subject-oriented は、それぞれ epistemic, deontic, dynamic に当たるといふ<sup>76</sup>。なお、epistemic と deontic を區別する二分法では、dynamic modality を、話者の心的態度を表すものではないとして modality に含めない考え方のほかに、non-epistemic として

deontic modality の一種として扱う考え方がある。これは、三種の modality のうち、epistemic なものとそうでないものを分けたものだが<sup>68)</sup>、deontic なものとそうでないものをわける考え方も存在するらしい<sup>69)</sup>。

ところで、modality を、これらの種類の違いとは別の方向から見ると、三種の modality それぞれの中にも、程度の差が認められる。上述の Lyons 1968 の wish と intention, certainty と possibility は、その程度の差をそれぞれ別の語を用いることによって表したものともしえるが、Palmer 1986 は、三種の modality を結びつける共通の程度の尺度として、possibility と necessity<sup>69)</sup> の二つを挙げる。實は、この二つは様相論理學 (modal logic) の演算子 (operator) でもあるが、様相論理學では、この二つの演算子の否定との関りにおける関係が公式化されている。命題の否定の possibility は命題の necessity の否定であり<sup>70)</sup>、逆に命題の possibility の否定は命題の否定の necessity だ<sup>71)</sup> というのである。これは命題の否定の possibility の否定が命題の necessity<sup>72)</sup> で、命題の possibility が命題の否定の necessity の否定である<sup>73)</sup> ことをも意味する<sup>74)</sup>。自然言語は必ずしも厳密にこの様相論理學の公式に沿った表現をとるとは限らないが、英語の法助動詞 may, can の用法などは、かなり合致するようである。

以上を要するに、modality は、話者の命題に対する關與のしかたという観点からは三類 (または二類) に、強弱の程度という観点からは二類に分けることができる。そして、全てのとは言わないまでも、多くの言語の modality のしくみが dynamic/deontic/epistemic という種類と possibility/necessity という程度の差という二つの尺度で分析することが可能なのである。少なくとも、ヨーロッパの言語の法表現を記述するためには有効な枠組みであることは間違いない。ここで注目しておきたいことは、多くの言語において、二種または三種の法表現にしばしば同じ言語形式が用いられるという事実である<sup>75)</sup>。すぐに思いつく例は、英語の must, may, will, ドイツ語の dürfen, können, mögen, müssen, sollen, wollen, フランス語の devoir, pouvoir などだが、Palmer は、その他の例を挙げて、この現象がヨーロッパの言語のみに当てはまるのではないことを明らかにしている。この現象の原因を単に意味的なつながりに求める試みもあるが、Bybee et al. 1994 は、類型論的考察の結果、modality が通時的に關連のある機能の集合と見なすことができることを指摘する。つまり、一つの形式について考えれば、それが存在する種類の modality の標識から文法化の過程を経て別の種類の modality の標識に派生するのは modality の普遍的な発展の趨勢であるため、多くの言語において、共時的には同じ形式が異なる種類の modality に用いられているように見えるということになる。Bybee は、dynamic, deontic, epistemic に近い agent-oriented, speaker-oriented, epistemic の三種に subordinating

(從屬節に用いられるもの)を加えて, modality を四種に分けるのだが, 英語の法助動詞の發展過程やその他の言語の共時的な法表現の記述などから, 四種類のうちでは, agent-oriented modality はその他の modality の起源となるもので, speaker-oriented modality, epistemic modality は agent-oriented modality から發展し<sup>6)</sup>, 以上三種の modality の用法から派生する subordinating の用法は modality の發展における最終段階であるとする。

### 三 漢語の modality

前章では, 多くの言語の modality の體系が dynamic, deontic, epistemic という三種の意味と possibility, necessity という程度の尺度で記述することができることを述べたが, 漢語の modality はどうだろうか。呂叔湘1956第十四章正反・虚實、第四節以下の可能・必要をめぐる記述は, modality を扱ったものである。

可能・必要およびそれに近い若干の概念を表すものには, 「可」「能」「得」「須」「要」「宜」「必」「足」「肯」「敢」などがある。これらは通常, 助動詞と呼ばれるが, その性質は一律ではない。……しかし, それらの語には共通点がある。すべて, 他の動詞(または形容詞述語)と合わせて用いるのが原則で, まだ實現していない事柄を表すのである。(14. 41)

「可能・必要」は, modality の程度の尺度として設定されていた二つの概念にほかならない。「まだ實現しない事柄を表す」というのは, modality のよく知られた定義の一つ non-factuality を言い表したものであり, 章題に「虚實」というのもそのためであろう。呂叔湘は先ず「可能」を取り上げる。

先ず「可能」について述べよう。まとめて言えば「可能」だが, 分けて言えば, 能力が十分か否かを指しているもの, 他の人や状況や道理が許すか否かについているものがあり, さらに, 能力や許可の意味を含まず, ただ實現するか否かを推測するだけのものがあるが, これは最も客観的な可能, 即ち「蓋然性」である。大體においてこの三類に分けられるとはいうものの, 実際には見分けにくい例もある。そのため, 用いられる語も完全には別々になっていない。同じ意味を表すのに異なる語を用いることもできるし, 同じ語が異なる意味を表すこともできるのである。(14. 42)

呂叔湘の「可能」の下位分類三つが, それぞれ dynamic, deontic, epistemic な possibility に相當することは明らかである。また, 異なる種類の法的意味を同じ形式で表すという現象は, ここでも見られるという。その具体的な例は, 以下の三類の可能それぞれ

れについての説明の中で示される。

能力があってできることを表すには、文言白話ともに「能」を用い、文言では「可」を用いるが、白話では用いない。このほか、白話ではまた「會」を常用し、文言ではまた「克」を用いる。(14.42)……許可を表すには、文言では「可」か「可以」を用いるが、白話では「可以」だけを用い、「可」を單獨で用いるのは、熟語か肯定否定を重ねていう時に限られる。(14.43)……文言と白話はどちらもまた「得」を用いて可能を表し、「可」と「能」の二つの意味を兼ねて持つ。(14.45)……ある事柄の蓋然性を表すとき、多くは能力や許可をあらわすことばを借りて用いる。たとえば「會」「能」(反語文の場合)、これらはもとは動詞である。(14.48)……

これを Palmer 1986, 1990 の用語を用いて言えば、主に dynamic possibility を表す「能」は限定つきながら epistemic possibility を表すこともあり、文言の「可」および文言白話の「得」は dynamic と deontic な possibility の意味を兼ね、白話の「會」は dynamic と epistemic な possibility を表すということになる。呂叔湘は可能と同様、必要をも三つに分類する。

必要の觀念にも様々な區別がある。主觀的な必要、即ち意志的な要求は動詞「要」と「欲」を用いて表す。これは、「能」が持つ可能の概念と一種の對立關係にある。

(14.51)……客觀的な必要は「可」が表す可能の概念と對立し、さらに事實上の必要と道理上の必要の二類に分けることができる。事實上の必要を表すには、白話では「得」(音 dě, 動詞の前か主語の前に置く)を用いることが多く、「要」も用い、文言では「必」と「須」が用いられる。白話でも「必」と「須」が用いられないことはないが、「須要」「必須」など複合語の形での使用に限られ、單獨で用いられることはない。(14.52)……道理上の必要は「當然」といってもいいが、白話では「該」「應該」や「應當」を用い、文言では「當」「宜」と用い、「應」も用いる。(14.54)……事實の必然を推測するのに、用いることばは前節と同じものが多く、白話では「該」、文言では「宜」「應」「當」を用いる。このほか、……文言ではまた、「必」を用いる。(14.55)

「主觀的な必要」とは「能」が持つ可能の概念(即ち dynamic possibility)と對立關係にあるとされるように、dynamic necessity であり、「可」が表す可能の概念(即ち deontic possibility)と對立するという「客觀的な必要」が deontic necessity に当たることはいうまでもない。呂叔湘は deontic necessity を用いられる語が異なることから、さらに「道理上の必要」と「事實上の必要」の二つに分けている。しかし、epistemic necessity を表すには deontic necessity のうち「道理上の必要」を表す「宜」「應」「當」の



みならず「事実上の必要」を表す「必」も用いられる。呂叔湘は最後に可能と必要の関係を説く。

「可能」と「必要」は一面から見れば對立している。だから、甲の可能を否定すれば甲でないことの必要になる。例えば、「不可粗心」（大雑把ではいけない）は「必須不粗心」（大雑把でないようにしなければならない）に等しい。そして、甲の必要を否定すれば、甲でないことの可能になる。例えば、「不必細説」（細かく言う必要はない）は「可以不細説」（細かく言わなくてもよい）に等しい。（「該」「當」などはやや異なる、……）（14. 61）……「可能」と「必要」の間に對立關係があるため、「可」「能」「得」「會」などの上下に「不」を加えても、「不」二字の意味が相殺されるという通例にはよらない。「不可不」は「可」ではなく、「必」に等しいのである。……同様に可能性のニュアンスを持つ「敢」「肯」「忍」及び「愁」「怕」「容」「由」などの語は上下に「不」を加えると必要の意を持つ。……「非…不可」という言い方もこの類に屬する。（14. 62）……それとは逆に必要を表す語は上下に二重の否定を加えると、可能を表す。（14. 63）……

ここで、呂叔湘が説く可能と必要の關係は、様相論理學の公式そのものである。漢語の多くの法助動詞、法副詞の用法は、英語の may, can などと同じく、様相論理學の公式に沿ったものだといえる。

呂叔湘の記述による限りでは、漢語の modality も、ヨーロッパの言語などと同様に dynamic/deontic/epistemic 及び possibility/necessity という枠組みで説明することができるし、他の多くの言語と同様に同一の言語形式が二種以上の modality の標識となる例が珍しくないといえそうである。同一の言語形式が異なる種類の modality の標識となる個別の例について論じたものもある。例えば、Malmqvist は、『左傳』の「其」<sup>60</sup>と『西遊記』の「可」<sup>61</sup>について、deontic modality と epistemic modality<sup>62</sup>を兼ねて表すことを説くし、裘錫圭1983は、『詩』『書』の「式」や卜辭の「異」が「可能」「將要」「勸令」の意味を持つとするが、その場合の「可能」「將要」は epistemic, 「勸令」は deontic と解釋できるだろう。

ところで、呂叔湘1956第十四章前半は否定詞を扱い、「勿」の用法が「禁止之詞」のみに限られるのではなく、「使役<sup>63</sup>（間接的な禁止）・可能<sup>64</sup>・意圖願望<sup>65</sup>・讓歩<sup>66</sup>・冀求<sup>67</sup>・比較などを表す文の中にしばしば用いられる」<sup>68</sup>と述べる。この記述は、裘錫圭1979において占辭における「勿」がある種の願望のニュアンスを表すと推測された際に参考にされたものであるが、この問題は、呂叔湘1921においてより詳細に論じられている。ここで注意しておかなければならないのは、「勿」が直接、可能・意圖・願望・讓歩などの意味を

表すというのではなく、可能・意圖・願望などを表す動詞が目的 (object) としてとる名詞節・名詞句の中や讓歩・假定・目的などを表す副詞節の中に現れるということである。呂叔湘1921では、これらは全て假定の意味を含み、ヨーロッパの言語では不定法や假定法で表現されるべきものだとするが、この從屬節の標識としての法は、Bybee et al. 1994において modality の文法化の最終段階とされていたものである。古文獻において「勿」「無」「毋」が用いられるという從屬節はどのような文法化の過程を経て発展してきたものなのだろうか。Bybee によれば、願望を表す動詞がとる目的節に現れる法には、共時的には命令法 (imperative)、希求法 (optative)、義務 (obligation)、未來 (future)、認知的法 (epistemic) などが認められ、起源も、義務の標識が命令法を経て變化する場合、意圖 (intention) の標識・未來の標識を経て變化する場合、願望の標識から意圖の標識を経て變化する場合など、様々である。また、條件節・讓歩節の標識は、希求法との関係は深いものの、直接 possibility や probability などの認知的法の標識から變化する場合が多く、目的節は義務や願望の標識より變化した意圖の標識から、直接または未來の標識を経て變化するという。漢語の modality が、Bybee の説く一般的な文法化の過程に従って発展したものだとするれば、古文獻において、「勿」「無」「毋」などが願望を表す動詞のとる名詞節や條件節・讓歩節・目的節などの標識として機能するのは、それ以前それらが、agent-oriented で dynamic な意圖や epistemic な蓋然性・可能性の標識であった痕跡だといえるのではないだろうか。

#### 四 卜辭の modality

Dynamic/deontic/epistemic および possibility/necessity という二種の區別の概念を用いていえば、卜辭の法的否定詞「勿」類はこれまで、deontic necessity のみの標識と考えられていることになる<sup>69</sup>。それは何故だろうか。一つには、先秦文獻や金文の「勿」が「禁戒之辭」として、言い換えれば deontic necessity を表すために用いられることが多いことが、卜辭の「勿」の解釋にも影響したということが考えられるだろう。しかし、もっと大きな理由は、命辭において「勿」が殷人の意志で行うことのできる行為の否定に用いられることであろう。繰り返しになるが、高嶋1988は、modality の種類を區別する基準として、will の有無を挙げ、controllable な動詞は +will に、uncontrollable な動詞は -will にそれぞれ關わることを指摘した。そのため、controllable な動詞の否定にしか用いられない命辭の「勿」は +will の modality 即ち deontic modality の標識とされたのである。確かに高嶋の説く通り、「～してはいけない」「～すべきでない」などという言い

方ができるのは、主語の意志で行うか否かを決定できる事柄についてのみである。主語の意志でどうにもならないことについて「～してはいけない」といってみてもはじまらない。「～するつもりである」「～したい」などという廣義の deontic modality に含まれる dynamic modality についてもそれは同じである。しかし、命辭の「勿」が主語の意志で行うか否かを決定できる行爲についてのみ用いられるからといって、卜辭において「勿」が deontic modality の標識にしか用いられないと断定することはできない。命辭での現われ方は、確かに命辭で「勿」が dynamic modality か deontic modality の標識としてしか用いられないことを示すものとはいえるかもしれない。しかし、命辭での用法のみによって、卜辭全體の「勿」の性質を決めることはできない。卜辭の中では、實は命辭が特別なのであって、命辭において epistemic modality の表現が用いられないため、命辭では「勿」の epistemic な用法が見つからないという可能性も否定することはできないからである。占辭において「勿」が「雨」や「疾」や「死」など人の意志ではどうにもならない事柄を否定することに用いられるのは、それが「～だろう」「～にちがいない」などの epistemic な意味を表しているからだと考えるのが最も無理のない解釋ではないだろうか。「不」類が non-modal な否定詞であるのに對して、「勿」類が modal な否定詞であって、他に modal な否定詞が存在しないとすれば、「勿」類が deontic のみならず epistemic modality の標識をも兼ねた可能性は高い。では、命辭にはなぜ epistemic modality の表現が存在しなかったのか。命辭の性質については、それが疑問文か否かという問題が盛んに議論されたことがあり<sup>69</sup>、裘錫圭1988が疑問の標識のない命辭を疑問文と考へなかつたのはもっともだが<sup>69</sup>、いずれにせよ、命辭というものが、その吉凶を占うべき事柄を記した文であることは間違いないだろう。Epistemic modality は先に Lyons の「知識や確信の問題に關る」という定義を引いたが、別の言い方をすれば「話者の自分の發言に對する責任 (commitment) の程度を示す」<sup>68</sup>もの、「命題の眞實について話者が責任を持つ (commit) 度合いを示す」<sup>68</sup>ものである。占いによってはじめて、その吉凶や確實性・可能性について知ることのできるはずの事柄に對して、話者が自分の判斷による可能性や確實性を述べるだろうか。殷人は「雨が降る」という命題についてそれが吉か凶か占うのであって、話者が「雨が降るだろう」という判斷したことに對しての吉凶を占うのではないだろう。ゆえに、epistemic modality は命辭になじまないのである。

卜辭の虚詞「佳」「惠」<sup>61</sup>にも、否定詞の「不」類と「勿」類と同じような使い分けが見られる<sup>62</sup>が、この二つの虚詞の性質の違いも「不」類と「勿」類の違いに平行すると考へて間違いないだろう。「佳」は non-modal で、「惠」は epistemic と deontic<sup>63</sup>な modality の標識を兼ねる。「勿」と「惠」の表す modality が同類のものであるからこ

そ、「惠」の否定形が「勿佳」になるのである。

## おわりに

以上、卜辭の「勿」は deontic necessity のみを表すのではなく、epistemic な意味も兼ねて表すことができたのだらうという推測を述べた。占辭の「勿」が人の制御できない事柄のうちで「死」「疾」など望ましくない事柄の否定に用いられることが多いことについても、占辭を deontic necessity の標識を用いることによる呪文と考えるよりも、epistemic modality の標識を用いることによる婉曲表現と考える方が理解しやすい。

最後に、命辭の「勿」の意味について考えておきたい。祭祀や狩獵などの行動が「勿」で否定される命辭は、「～すべきでない」という意味だとされる。しかし、「～すべきである」か「～すべきでない」かは占いで吉凶が明らかになってはじめて、いえることである。話者の必要性に対する判断も話者の可能性に対する判断と同様、命辭にはなじまないのではないだろうか。高嶋1988、1996の説く通り、人が制御できる行為を表す動詞は、禁止を表す modality のみならず、+will という性質を持つあらゆる modality、つまり non-epistemic な modality の標識とは共起しうる。意圖や願望などとは非常に相性がいいといってもいい。また、既に見たように、古文獻に見える「勿」「無」「毋」の從屬節の用法は、それらが意圖の標識であった可能性を示すものである。命辭の「勿」が「意願」を表したとする裘錫圭説は非常に受け入れやすい。「勿」が主語の意志を表し命辭が「～するつもりである」「～すまい」という意味だとすれば、これから行おうとする行動の吉凶を占うことになり、「勿」を必要性の否定とかがえるよりは理に適っている。

日本語の「まい」「まじ」は意志と推量の両方の意味をあらわしうる。つまり、dynamic necessity と epistemic possibility の両方の標識を兼ねるのである<sup>64</sup>。卜辭の「勿」も、日本語の「まい」「まじ」と同じく dynamic modality と epistemic modality の標識を兼ね、命辭においては「狩りにいくまい」「祭るまい」のように主語の意志を表し、占辭においては「病氣にはなるまい」「死ぬまい」「雨は降るまい」のように主として推量の意を表したのではないだろうか<sup>65</sup>。

## 注

- (1) 張玉金1994「不」「弗」の項の舉例参照。なお、「不」が、占卜主體が制御できる動作行為の否定に用いられる例外的な用法として張が挙げる「己未卜、殼貞王惠〔今〕日往」「貞、王不惟今日往」（『合集』7351＝『乙編』3445）の「不」は「勿」の誤りである。
- (2) 張玉金1994「勿」「弼」の項の舉例参照。なお、「弼」の例外的な用法として挙げられている

- 「允受禾」「弱受」（『合集』22246＝『乙編』8896）は對貞でなく、「允」は「長」（『甲骨文編』4300・『殷墟卜辭綜類』001-034）の誤りで「允受禾」は「正受禾」と對になり、「弱受」は「弱爰」の誤りで、「辛丑卜，呼爰…」と對になる。また、「勿」の例外的な用法として挙げられる「貞，勿雨」（『合集』13029）は「貞勿」「雨」の下は缺け、「雨」の上に「不」が讀み取れるので、「貞，勿…不雨…」とすべきであり、「勿疾身」（『合集』10948＝『乙編』8075）の「疾」は「痂」（『甲骨文編』4166・『殷墟卜辭綜類』117-006）の誤りである。
- (3) 「王貞弗疾骨，王占曰，勿疾」（『合集』709正＝『丙編』334），「…占曰，吉，勿疾」（『合集』808反＝『乙編』4120），「王占曰，吉，勿疾」（『乙編』2297）など。
- (4) 「…占曰，吉，勿死」（『乙編』3148），「王占曰，…勿死」（『綴合』317），「王占…勿死」（『合集』17105正乙）など。
- (5) 「王占曰，吉，勿佳禍」（『合集』2373反＝『丙編』495）「王占曰，勿佳禍」（『合集』16454反），「王占曰，吉，勿佳禍」（『合集』17271反＝『綴合』189），「王占曰，吉，勿佳禍」（『合集』17396反）など。ただし，「王占曰，不佳禍」（『合集』376反＝『丙編』97）や「王占曰，吉，亡禍」（4264反，4735反）などのように，否定詞に「不」「亡」を用いる例もある。
- (6) 「王占曰，匪餘害」（『合集』890正），「貞，祖乙害王，…弗害王」「王占曰，吉，勿害」（『合集』13750）など。「王占曰，不佳害害，…」(『乙編』7457)のように「不」を用いる例もある。
- (7) 「王占曰，勿左王」（『合集』2002反），「王貞夢不佳有左」「王占曰，吉，勿…有左」（『合集』17397）など。
- (8) 「王占曰，止薦勿雨，乙卯允明霧，迄列食日大星」（『合集』11506＝『乙編』6386）。ただし，「王占曰，庚，吉，不雨」（『合集』11799＝『乙編』8198），「王占曰，佳今夕不雨」（『合集』12396＝『乙編』7770）など，「不」を用いる例も多い。
- (9) 「王占曰，勿佳若」（『合集』12762）。「王占曰，帝佳茲邑寵不若」（『合集』94反＝『遺珠』620）のように「不」を用いる例もある。
- (10) 「貞，今日王出」「王占曰，勿出，上上螺」（『甲骨文編』4842・『殷墟卜辭綜類』047-011）佳有害…」（『合集』11018反＝『丙編』202）のように，人が制御できる行爲を表す動詞も「勿」で否定されることはある。
- (11) 張玉金1994「不」「弗」項の二の舉例を参照。
- (12) それ以前，例えば陳夢家1956（第三章文法第十節助動詞 p.127-128），李孝定1960（pp.3852-4）などでは，「弱」は「不」「弗」類の否定詞とされていた。
- (13) Serruys 1974, p.59. 原文では，屈萬里が「弱」が第三期にしか見られないことに始めて気づいたとし，その時期のト辭には「不」「弗」「亡」は見えるが，「勿」は全く見られず，逆に「勿」があると「弱」は全く見られないという。Serruys が引く屈萬里説は，屈萬里1961, p.28, 183(2)「弱字，第四期ト辭中習見」か。
- (14) 裘錫圭1983も，「不」「弗」と「勿」「弱」の違いに言及し，文中ではここと同じく「事實と可能性の否定」「意願の否定」とするが，關わりのある虚詞と否定詞との關係を示す表中で，「不」「弗」を「不可能（不會）」，「勿」「弱」と「無」を「禁止（別，不要）」としている。
- (15) 「勿」は第一期と第二期前期に集中して現れる以外は，虞辛ト辭（何組）に少し有るのみで，「弱」は第一期の主體をなす賓組ト辭や第二期前期ト辭には見えず第二期以降のト辭に大量に見られるという。
- (16) 原文では，呂叔湘1956の参照を指示する。この問題については第三章で詳述する。
- (17) 「勿」は裘錫圭1979では，「物」などの傍の「勿」とは區別して「弱」楷書化され，「發」の初文と解釋されている。それが正しいとすれば，勿も \*m-型でなく \*p-型ということになる。
- (18) 古代漢語において，實際は，「勿」が禁止以外の意味でしばしば用いられることについては第三章で詳述する。

- (19) そのため、例文の英譯では、「勿」は“Don't”でなく“should not”“ought not”としたという。
- (20) 原文では、「過去時制や高次の動詞に埋め込まれた場合（すなわち、從屬節や内心構造）」とするが、ここでは驗辭・用辭に關る過去時制のみ取り上げる。
- (21) 『殷墟卜辭綜類』p.307-308, 『殷墟甲骨刻辭類纂』p.836 参照。
- (22) 前言。
- (23) 以下の modality の定義・分類についての記述は、主に Palmer 1986、1990 を参考にした。
- (24) 一般的な用語法では、mood は、modality のうち文法的手段が動詞の屈折であるものをいう。
- (25) Jespersen 1924, p.313。
- (26) Lyons 1977, p.452。
- (27) 大塚高信・中島文雄1982, p.720-721「modality」項。
- (28) 厳密に言えば、法表現は必ずしも「話者」の意見や態度を表すとは限らない。英語の法助動詞の例を挙げれば、May I...? Must...I? のような疑問文の場合、話し手ではなく聞き手の意見が問題になる。また、can の主要な用法は、話し手・聞き手に關係なく、主語の能力を表すことである。
- (29) Palmer 1986, pp.14-15 参照。
- (30) 傳統的國語學における金田一春彦の「主觀的・客觀的表現」、芳賀綏の「主體的・客體的表現」という用語法などは、主觀性を基準にしたものといえる。また、後述するように、呂叔湘は虛を基準にしているようである。
- (31) 例えば、英語の法助動詞 can が「～することができる」という意味を表す場合や、must が話者の判断・意見でなく、客觀的狀況により「～しなければならない」という意味を表す場合、主觀性があるとは言い難いし、また、實でないともいえない。
- (32) p.793。
- (33) p.823。
- (34) 英語の法助動詞 can や will が表す意味であるが、これらを、話者の心的態度を表すものではないとして、modality に含めない考え方もある。しかし、後述するように、他の種類の modality と同一形式で表現されることがしばしばあり、通時的にも他の modality と關係が深いので、ここでは modality に含まれるものと考える。
- (35) von Wright の用語。Palmer 1986, pp.10-12 参照
- (36) Palmer 1990, p.36。
- (37) Palmer 1990, p.8。
- (38) Palmer 1990, p.38。
- (39) Palmer 1990 は、英語については、この二つ以外に三つ目の尺度が認められるという。
- (40)  $M \sim p \equiv \sim Np$ 。
- (41)  $\sim Mp \equiv N \sim p$ 。
- (42)  $\sim M \sim p \equiv Np$ 。
- (43)  $Mp \equiv \sim N \sim p$ 。
- (44) Allwood et al. 1977 参照。
- (45) Lyons 1968, pp.308-309, Palmer 1986, pp.121-125, pp.34-37 など参照。
- (46) ただし、speaker-oriented modality と epistemic modality を表す語が全て、agent-oriented modality の標識から派生したわけではなく、語彙的な起源を持つものもある。
- (47) Malmqvist 1982。
- (48) Malmqvist 1989。
- (49) Malmqvist は dynamic modality を deontic modality と區別せず、modality を二つに分けて、deontic に當たる方をA類、epistemic に當たる方をB類と呼ぶ。

- 60 原文は「使令」。
- 61 原文は「得能」。呂叔湘1921の例文には「能」「可」「得」の後に「無」「毋」「勿」が現れるものが挙げられている。「能」「可」「得」は能力があてできるもの、周囲の状況によってできるもの、道理からいってできるものを含む。
- 62 原文は「願欲」。下に挙げられている二例の「欲」はいずれも意圖を表すものである。呂叔湘1921には「欲」のほか「願」「請」の後に「勿」「無」が現れる例文が挙げられており、「欲」が意圖を表す例が多いが、願望の意を表すものもある。
- 63 原文は「即令」。「雖」の例が挙げられている。呂叔湘1921では、「雖」のほか「欲」が條件節や讓歩節に現れる例も見える。
- 64 原文は「庶幾」だが、呂叔湘1921の挙げる5例のうち、4例は「以無…」、1例は「俾…無…」の形で、いずれも目的(purpose)を表す節の中の「無」である(呂叔湘1956の21.73, 21.74参照)。
- 65 14.26。
- 66 ただし、裘錫圭1979の「意願」は deontic/epistemic の二分法では deontic だが、三分法では dynamic necessity になる。
- 67 *Early China* No.14 所収の裘錫圭と David Nivison の論文およびそれらに對する諸家の論評を参照。なお、裘錫圭 “An examination of whether the charges in Shang oracle-bone inscriptions are questions” は裘錫圭1988の英譯である。
- 68 裘錫圭1988が疑問の語氣を表すとする「抑」「執」についても疑問の標識であると斷定しうる證據はない。
- 69 Palmer 1986, p. 51。
- 70 Bybee et al. 1994, p.1970。
- 71 「佳」「惠」の基本的な性質や意味については張玉金1988、1994参照。この二字を繫詞(copula)と考える説もあるが、張玉金1988は、その統語的特徴が「其」「勿」などの副詞と似ていることから、「語氣副詞」とする。
- 72 張玉金1985参照。
- 73 Dynamic を含む廣義の deontic である。
- 74 古くは「～べきでない」という意味の當然の否定や「～するな」という禁止の意味も表し、狹義の deontic modality の標識でもあった。
- 75 注④に挙げた『合集』11018反の占辭の「勿」は人の意志で行なうことのできる「出」という動作を否定するものであるから、意圖を表すものだろう。また、「庚申卜、殼貞、王勿征百方、下上弗若、不我其受又」(『合集』6320=『前編』5・22・2)、「弱壘、弗受有年」(『合集』28198=『後編』下41・15)に見られるような命辭の「勿」「弱」などは條件節の標識としても機能したのではないかと思われるが、從屬節における「勿」の用法については、稿を改めて論じたい。

#### 文獻目録

- 大塚高信・中島文雄1982 『新英語學辭典』, 研究社
- 裘錫圭1979 說「弱」, 『古文字研究』1, pp.121-125
- 裘錫圭1981 說「勿」「發」, 『中國語文研究』(香港中文大學)2, pp.35-45
- 裘錫圭1983 卜辭「異」字和詩、書裏的「式」字, 『中國語言學報』1, pp.173-188
- 裘錫圭1988 關於殷墟卜辭的命辭是否問句的考察, 『中國語文』1988-1, pp.1-19
- 屈萬里1961 『殷墟文字甲編考釋』, 中央研究院歷史語言研究所
- 高嶋謙一1988 Morphology of the negatives in oracle-bone inscriptions. 『アジア・アフリカ語の計數研究』30, pp.113-133
- 高嶋謙一1996 *Studies in Early Chinese Civilization*. Hirakata, Osaka: Kansai Gaidai University

- Press, pp. 364-382, 465-466
- 張玉金1985 甲骨卜辭中語氣詞“唯”與“惠”的差異, 『遼寧師範大學學報(社會科學版)』1985-6, pp. 73-75, 69
- 張玉金1988 甲骨卜辭中“惠”和“唯”的研究, 『古漢語研究』1988-1, pp. 4-9
- 張玉金1994 『甲骨文虛詞詞典』, 中華書局
- 陳夢家1956 『殷墟卜辭綜述』, 科學出版社
- 李孝定1960 『甲骨文集釋』, 中央研究院歷史語言研究所(專刊之五十)
- 呂叔湘1921 論勿與毋, もと『華西協合大學中國文化研究所集刊』1-4, いま『呂叔湘文集第二卷(漢語語法論文集)』(1990年商務印書館刊), pp. 73-102 による。
- 呂叔湘1956 『中國文法要略』修訂本, 商務印書館
- Allwood, Jens, Lars-Gunnar Andersson, and Osten Dahl 1977. *Logic in Linguistics*, Cambridge: Cambridge University Press
- Bybee, Joan L., Revere Perkins, and William Pagliuca 1994. *The evolution of grammar—Tense, aspect, and modality in the language of the world*. Chicago: University of Chicago Press
- Djamouri, Redouane 1991. Particles de négation dans les inscriptions sur bronze de la dynastie des Zhou, *Cahiers de Linguistique Asie Orientale* XX-1, pp. 5-76
- Jespersen, Otto 1924. *The philosophy of grammar*, London: Allen and Unwin
- Lyons, John 1968. *Theoretical linguistics*, Cambridge University Press: Cambridge
- Lyons, John 1977. *Semantics*. Cambridge University Press: Cambridge
- Malmqvist, Göran 1982. On the functions and meanings of the graph 其 *chyi* in the *Tzuojuann*, 『中央研究院國際漢學會會議論文集(語言與文字組)』, pp. 365-389
- Malmqvist, Göran 1989. On the modalities of obligation and epistemic necessity in the *Shiyouji*, 『中央研究院第二屆國際漢學會會議論文集(語言與文字組)』, pp. 505-518
- Palmer, F.R. 1986. *Mood and modality*. Cambridge: Cambridge University Press
- Palmer, F.R. 1990. *Modality and the English modals (2nd ed.)*. London: Longman
- Serruys, Paul L.-M. 1974. Studies in the language of the Shang oracle inscriptions, *T'oung Pao* LX, 1-3, pp. 12-120